

頁等	新	旧	改訂理由
全事業 共通	1. 必ず・・・(略) ・申請＝・・・(略) <u>・対象地は、一般に開放され地域住民が広く利用する場所で、かつ事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とします。</u>	1. 必ず・・・(略) ・申請＝・・・(略)	対象地の条件等について追加し、徹底を図る。
注意 事項	2. その他・・・(略) ① <u>下記の経費は助成対象外となっています。</u> <u>・新潟県外で行う活動。</u> (略) ・草花購入費及び花壇の造成費 <u>(緑の少年団関連事業は除く)</u> (略) <u>・総額3万円(税を除く)を超える作業機器類の修繕・修理費(超えた金額は自己負担)</u> ・総額2万円を超える講師報償費、指導者謝金(超えた金額は自己負担) <u>(緑の少年団関連事業は除く)</u> (略) ・総額3万円(税を除く)を超える啓発看板・標柱・ <u>案内板の費用</u> (超えた金額は自己負担) ② 助成事業の植樹施行地 <u>(初年度)</u> は、1 施行地あたり1基の啓発看板または標柱の設置を <u>原則とします。</u> ③ 苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で <u>地域の植生を考慮</u> したものとしてください。 (略) ⑥ <u>原則として、同一年度中に・・・</u> (略)	2. その他・・・(略) ① <u>下記の経費は助成対象外となっています。</u> (略) ・草花購入費及び花壇の造成費 (略) - ・総額2万円を超える講師報償費、指導者謝金(超えた金額は自己負担) (略) ・総額3万円(税を除く)を超える啓発看板・標柱費(超えた金額は自己負担) ② 助成事業の植樹施行地は、1 施行地あたり1基の啓発看板または標柱の設置をお願いします。 ③ 苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で <u>地域に適した</u> ものとしてください。 (略) ⑥ 同一年度中に・・・(略)	県内での活動が対象。 修繕・修理費についてを追加。 その他、内容の整理等。
	(下部、二重線四角の中) <u>・事業実施にあたり、団体ホームページや会報誌、チラシ、マスコミへの配布資料を作成する際は、本事業が(公社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の事業であることを明記し、幅広い周知となるようご協力をお願いします。</u> (略)	(下部、二重線四角の中) (略)	事業周知の徹底。

頁等	新	旧	改訂理由																																												
P1	<p>「緑の募金」森づくり事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 対象団体</p> <p>(1) 対象地：(略)・・・対象外とする。<u>なお、事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4. 対象事業</p> <p>(1) 植樹事業 (略)・・・県内産で地域の<u>植生を考慮した</u>ものとする。</p> <p>(2) 育樹事業 (略)・・・林内清掃、<u>作業</u>歩道の開設・修理等の・・・(略)</p>	<p>「緑の募金」森づくり事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 対象団体</p> <p>(1) 対象地：(略)・・・対象外とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. 対象事業</p> <p>(1) 植樹事業 (略)・・・県内産で地域に<u>あったもの</u>とする。</p> <p>(2) 育樹事業 (略)・・・林内清掃、歩道の開設・修理、案内板設置等の・・・(略)</p>	内容、記述の整理等。																																												
P1	<p>5. 対象経費 (表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地拵え</td> <td>植樹用地の造成費</td> </tr> <tr> <td>苗木</td> <td>苗木購入費 (高さ3m以内に限る)</td> </tr> <tr> <td>資材</td> <td>資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、葉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">その他 経費</td> <td>その他資材費 (講習会用教材等)</td> </tr> <tr> <td>作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)</td> </tr> <tr> <td>作業用具借上げ費</td> </tr> <tr> <td>車両借上げ費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費 (替え刃、<u>軍手、混合油等</u>)</td> </tr> <tr> <td>傷害保険料</td> </tr> <tr> <td>委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)</td> </tr> <tr> <td>講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> </tr> <tr> <td>印刷・広報費</td> </tr> <tr> <td>会場設営費</td> </tr> <tr> <td>看板購入</td> <td>啓発看板・標柱・<u>案内板費</u> (総額3万円以内) <u>P67、68を標準とする</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象経費	地拵え	植樹用地の造成費	苗木	苗木購入費 (高さ3m以内に限る)	資材	資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、葉)	その他 経費	その他資材費 (講習会用教材等)	作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)	作業用具借上げ費	車両借上げ費	消耗品費 (替え刃、 <u>軍手、混合油等</u>)	傷害保険料	委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)	講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)	通信運搬費	印刷・広報費	会場設営費	看板購入	啓発看板・標柱・ <u>案内板費</u> (総額3万円以内) <u>P67、68を標準とする</u>	<p>5. 対象経費 (表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象経費 (10/10以内助成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地造</td> <td>用地造成費</td> </tr> <tr> <td>苗木</td> <td>苗木購入費 (高さ3m以内に限る)</td> </tr> <tr> <td>資材</td> <td>資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">その他 経費</td> <td>その他資材費 (案内板、講習会用教材等)</td> </tr> <tr> <td>作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)</td> </tr> <tr> <td>作業用具借上げ費</td> </tr> <tr> <td>車両借上げ費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費 (替え刃、<u>コピー用紙、文具</u>)</td> </tr> <tr> <td>傷害保険料</td> </tr> <tr> <td>委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)</td> </tr> <tr> <td>講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> </tr> <tr> <td>印刷・広報費</td> </tr> <tr> <td>会場設営費</td> </tr> <tr> <td>看板購入</td> <td>啓発看板・標柱費 (総額3万円以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象経費 (10/10以内助成)	用地造	用地造成費	苗木	苗木購入費 (高さ3m以内に限る)	資材	資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、)	その他 経費	その他資材費 (案内板、講習会用教材等)	作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)	作業用具借上げ費	車両借上げ費	消耗品費 (替え刃、 <u>コピー用紙、文具</u>)	傷害保険料	委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)	講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)	通信運搬費	印刷・広報費	会場設営費	看板購入	啓発看板・標柱費 (総額3万円以内)	<p>表の中の表記を一部修正。</p> <p>※その他 区分「看板購入」 「植樹」の欄に <u>(原則)</u> <u>初年度</u>を追加。 普及啓発の欄も <u>○</u>とする。</p>
区分	対象経費																																														
地拵え	植樹用地の造成費																																														
苗木	苗木購入費 (高さ3m以内に限る)																																														
資材	資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、葉)																																														
その他 経費	その他資材費 (講習会用教材等)																																														
	作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)																																														
	作業用具借上げ費																																														
	車両借上げ費																																														
	消耗品費 (替え刃、 <u>軍手、混合油等</u>)																																														
	傷害保険料																																														
	委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)																																														
	講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)																																														
	通信運搬費																																														
印刷・広報費																																															
会場設営費																																															
看板購入	啓発看板・標柱・ <u>案内板費</u> (総額3万円以内) <u>P67、68を標準とする</u>																																														
区分	対象経費 (10/10以内助成)																																														
用地造	用地造成費																																														
苗木	苗木購入費 (高さ3m以内に限る)																																														
資材	資材費 (支柱、肥料、補植用苗木、)																																														
その他 経費	その他資材費 (案内板、講習会用教材等)																																														
	作業用具購入費 (動力付き作業機器は総額3万)																																														
	作業用具借上げ費																																														
	車両借上げ費																																														
	消耗品費 (替え刃、 <u>コピー用紙、文具</u>)																																														
	傷害保険料																																														
	委託費 (止むを得ず作業の一部を委託する場合の)																																														
	講師報償費・指導者謝金 (総額2万円以内)																																														
	通信運搬費																																														
印刷・広報費																																															
会場設営費																																															
看板購入	啓発看板・標柱費 (総額3万円以内)																																														

頁等	新	旧	改訂理由
P2	<p>6. 助成金額 (1) 助成事業の種別及び助成額 (表) ⑤森づくりコースの欄 50万円 (上限) 上記①④で市町村長が<u>内容を認める場合</u></p> <p>7. 事業申請等 (2) この事業を希望する団体は、事業申請書 (様式第1号) を<u>事業実施箇所</u>の市町村に提出する。なお、交付決定より前に作業を実施する場合は、事前着手届 (様式第3号) を緑推に提出する。<u>ただし、活動および物品購入等は4月1日以降とすること。</u></p>	<p>6. 助成金額 (1) 助成事業の種別及び助成額 (表) ⑤森づくりコースの欄 50万円 (上限) 上記①④で市町村長が認める場合</p> <p>7. 事業申請等 (2) この事業を希望する団体は、事業申請書 (様式第1号) を市町村に提出する。なお、交付決定より前に作業を実施する場合は、事前着手届 (様式第3号) を緑推に提出する。</p>	<p>内容、記述の整理等。</p>
P3	<p>11. 変更申請 <u>交付決定された助成金の額を増額したい場合または実施箇所や面積等内容が大幅に変わる場合は、速やかに市町村と協議し予算枠内で対応可能であれば変更申請書 (様式第1号-2) を、市町村を経由して緑推に提出する。助成金の額を減額したい場合、市町村との協議は必要なく実績報告書に減額した請求額を記載する。(※面積の減による森づくりコースから緑づくりコースへの変更は、助成額の減になることに注意する)</u></p> <p>12. 事業の中止 <u>やむをえず、事業を中止したい場合は、事業中止届 (様式第1号-3) を、市町村を経由して録推へ提出する。</u></p>	<p>11. 変更申請 助成金の額を増額したい場合、速やかに市町村と協議し予算枠内で対応可能であれば「変更申請届」を市町村を経由して緑推に提出する。助成金の額を減額したい場合、市町村との協議は必要なく「変更申請届」を市町村を経由して緑推に提出する。実績報告で交付決定を受けた助成金の額以上の申請は認められないが、減額は認める。最終的に交付決定を受けた申請内容と実績報告書の内容に差異があった場合、緑推で改めて内容を審査し助成額を決定する。</p>	<p>11. 変更申請の内容を整理。</p> <p>12. 事業の中止を追加。</p>
P3	<p>附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	<p>改訂に伴う適用日の追加。</p>
P4	<p>(様式第1号) (略) 5. 植樹・育樹後の維持管理方法 <u>(誰が、何を、どうやって、やるのか)</u></p>	<p>(様式第1号) (略) 5. 植樹・育樹後の維持管理方法</p>	<p>記述の追加。</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P5	(様式第1号) (略) 11. 写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	(様式第1号) (略) 11. 実績報告書及び写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	記述の削除。
P7	(様式第1号-3) 「緑の募金」森づくり事業 (中止届)		(中止届) 様式の追加。
P11	「緑の募金」記念植樹事業実施要綱 (略) 2. 実施方法 (2) 植樹用苗木は(略)なお、配布緑化木の樹種・規格は、別表のとおりとする。 <u>また、配布については、原則各市町村役場(支所等)へ1回とする。</u> (3) 植樹は可能な限り集会行事等に併せ、「緑の募金」や緑の重要性などの普及効果が高まるよう計画する。 (略) 4. 啓発看板等の設置 植栽木の維持管理と(略)強制はしないものとする。 <u>また、当委員会から配布される「樹木プレート」を植栽木に取付けるなど「緑の募金」等の普及啓発に努めること。</u> 5. 完了報告 市町村は(略)なお、完了報告書には、写真(植樹中・植樹後、 <u>樹木プレート取付後等</u>)を添付する。 6. 書類の提出期限等 (略) (2) 事業計画兼申請書 市町村から緑推へ(8月20日まで) (3) 完了報告書 市町村から緑推へ(事業完了後30日以内又は <u>3月末日まで</u>)	「緑の募金」記念植樹事業実施要綱(旧P10) (略) 2. 実施方法 (2) 植樹用苗木は(略)なお、配布緑化木の樹種・規格は、別表のとおりとする。 (3) 植樹は可能な限り集会行事等にあわせ、普及効果があるよう計画する。 4. 啓発看板等の設置 植栽木の維持管理と(略)強制はしないものとする。 5. 完了報告 市町村は(略)なお、完了報告書には、写真(植樹中・植樹後、啓発看板等)を添付する。 6. 書類の提出期限等 (略) (2) 事業計画兼申請書 市町村から緑推へ(8月末まで) (3) 完了報告書 市町村から緑推へ(事業完了後30日以内又は年度末のいずれか早い期日まで)	内容、記述の整理および追加等。

公益社団法人 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 緑化助成事業等要綱・要領の改訂 新旧対象表 (R8.4.1～)

頁等	新	旧	改訂理由
P11	<p>附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>附則 (旧 P10) (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	改訂に伴う適用日の追加。
P12	<p>(様式第1号) 令和 年度「緑の募金」記念植樹事業 (計画兼申請書・完了報告書) (略) 1. 記念植樹計画兼申請内容 (表) <u>植樹実施 団体名</u> (略) 4. 写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>(様式第1号) (旧 P11) 令和 年度「緑の募金」記念植樹事業 (計画兼申請書・完了報告書) (略) 1. 記念植樹計画兼申請内容 (表) 実施主体 (略) 4. 実績報告書及び写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>記述の整理および追加。 記述の削除。</p>
P13	<p>(別表) 配布緑化木樹種別規格表 No.13 ツバキ (<u>ヤブツバキ</u>) No.23 <u>クリ</u> (シバグリ) No.30 ホノキ (欄外) * <u>17、18はアメリカヤマボウシ (ハナミズキ) のこと。</u></p>	<p>(別表) 配布緑化木樹種別規格表 (旧 P12) No.13 ツバキ No.23 シバグリ No.30 ホウノキ</p>	記述の整理および追加。
P15	<p>「緑の募金」企業協賛の森づくり事業実施要綱 附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>「緑の募金」企業協賛の森づくり事業実施要綱 (旧 P14) 附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	改訂に伴う適用日の追加。

頁等	新	旧	改訂理由
P18	<p>「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領 (略)</p> <p>2. 対象事業 (1) 対象地及び規模 (助成対象基準)</p> <p>①対象地：公共施設 (略) ただし、個人所有の宅地は対象外とする。<u>なお、事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とする。</u></p> <p>②規 模：<u>「緑の募金」森づくり事業に準ずる。</u></p> <p>(2) 活動内容</p> <p>②育樹活動 施肥、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、倒木起こし、林内清掃、<u>作業</u>歩道の開設・修理<u>等</u>の森林環境整備のための作業 (略)</p> <p>3. 対象経費 (1) (表) 活動費 作業器具整備費の費目欄 作業用動力機器 (下刈機、チェーンソー等) の購入費 (総額3万円以内) (略) 安全・衛生用品 (<u>ヘルメット</u>、防護メガネ等)</p> <p>(2) 対象外経費 (略) ただし、<u>上記および上記以外の内容であっても協賛企業</u>の了承を得られれば対象とする。</p>	<p>「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領 (旧 P17) (略)</p> <p>2. 対象事業 (1) 対象地及び規模 (助成対象基準)</p> <p>①対象地：公共施設 (略) ただし、個人所有の宅地は対象外とする。</p> <p>②規 模：植樹の場合は、おおむね0.1ha以上、育樹の場合は1ha以上</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>②育樹活動 施肥、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、倒木起こし、林内清掃、歩道の開設・修理の森林環境整備のための作業 (略)</p> <p>3. 対象経費 (表) 活動費 作業器具整備費の費目欄 作業用動力機器 (下刈機、チェーンソー等) の購入費 (総額3万円以下) (略) 安全・衛生用品 (保護帽、防護メガネ等)</p> <p>(2) 対象外経費 (略) ただし、協賛企業の了承を得られれば対象とする。</p>	<p>内容、記述の整理および追加等。</p>
	<p>4. 助成金額 事業の助成額は上限30万円を標準とする。ただし、<u>事業実施主体の申出等により協賛企業から承諾があった場合は、この限りでない。</u> (略)</p>	<p>4. 助成金額 事業の助成額は上限30万円を標準とする。ただし、協賛企業募金の申出によっては、この限りでない。 (略)</p>	<p>記述の整理および追加。</p>

頁等	新	旧	改訂理由								
P19	<p>5. 事業の申請及び決定 企業協賛の森づくり事業は、企業自らが森林整備に取り組む参加型の社会貢献活動であり、その実施計画は、企業との調整を経て、企業の意向を十分反映した内容で樹立される。<u>実施団体は、その計画内容を踏まえて、助成申請書（様式1）を作成し緑推へ提出する。緑推は、申請書の内容を審査し、予算の範囲内で助成金額を決定し、交付決定通知書を実施団体へ通知する。</u></p> <p><u>6. 事業の変更・中止申請</u> 交付決定された助成金の額や内容等が大幅に変わる場合、またはやむをえず事業を中止したい場合は、速やかに緑推と協議し、指示があれば変更申請書または中止申請書（様式2）を、緑推に提出する。</p> <p>7. 実績報告 事業実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式3）および活動報告書（様式4）を緑推に提出する。 （略） ・助成金の振込口座の通帳の写し（略） ・活動を紹介した新聞記事、会報などの写し ・協賛企業への礼状</p>	<p>5. 森づくり活動実施事業の申請及び決定（旧 P18） 企業協賛の森づくり事業は、企業自らが森林整備に取り組む参加型の社会貢献活動であり、その実施計画は、企業との調整を経て、企業の意向を十分反映した内容で樹立される。そのため、事前申請を不用とし、事業完了後に実績報告（様式第1号）を兼ねて申請できることとする。</p> <p>6. 実績報告 事業実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第1号）を緑推に提出する。 （略） ・助成金の振込口座の通帳の写し（略）</p>	<p>内容、記述の整理および追加等。</p> <p>6. 事業の変更・中止申請 を追加。</p> <p>様式の変更、追加。</p> <p>記述の追加。</p>								
	<p>（略）</p> <p>11. 書類の提出期限等 <u>（1）事業申請書 実施団体から緑推へ（随時）</u> <u>（2）交付決定 緑推から実施団体へ（随時）</u> <u>（3）変更・中止申請 実施団体から緑推へ</u> <u>（4）実績報告書・請求書 実施団体から緑推へ（事業完了後30日以内又は3月末日まで）</u> <u>（5）活動報告書 実施団体から緑推へ（事業完了後30日以内又は3月末日まで）</u></p>	<p>（略）</p> <p>10. 書類の提出期限等（旧 P18）下表は削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>書類の流れ</th> <th>提出期限等</th> <th>様式No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業申請書</td> <td>実施団体から緑推へ</td> <td>事業完了後</td> <td>様式第3号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	書類の流れ	提出期限等	様式No.	事業申請書	実施団体から緑推へ	事業完了後	様式第3号	<p>内容、記述の整理および追加等。</p>
名称	書類の流れ	提出期限等	様式No.								
事業申請書	実施団体から緑推へ	事業完了後	様式第3号								

公益社団法人 いいがた緑の百年物語緑化推進委員会 緑化助成事業等要綱・要領の改訂 新旧対象表 (R8.4.1～)

頁等	新	旧	改訂理由
P19	<p>附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>附則 (旧 18) (略) この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	改訂に伴う適用日の追加。
P20 ～21	<p>(様式1)を追加 「緑の募金」企業協賛の森づくり事業 助成申請書</p>	様式第1号 (旧 P19) を削除	様式の変更および追加。
P22	<p>(様式2)を追加 「緑の募金」企業協賛の森づくり事業 変更申請・中止申請</p>		
P23	<p>(様式3)を追加 「緑の募金」企業協賛の森づくり事業 実績報告書・請求書</p>		
P24	<p>(様式4)を追加 「企業協賛の森づくり事業」活動報告書</p>		
P25	<p>「地域の森づくり」事業実施要綱 (略) (対象事業) 第3条 地域の模範となる (略) (1) 対象地 一般に開放され地域住民が広く利用する公共施設、里山等。<u>なお、事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とする。</u> (2) 対象経費 森づくり活動経費及び活動の周知理解を図る為の啓発活動費 (緑の募金「森づくり事業」に準ずる。) <u>ただし、これによりがたい場合は緑推と別途協議とする。</u></p>	<p>「地域の森づくり」事業実施要綱 (旧 P20) (略) (対象事業) 第3条 地域の模範となる (略) (1) 対象地 一般に開放され地域住民が広く利用する公共施設、里山等。 (2) 対象経費 森づくり活動経費及び活動の周知理解を図る為の啓発活動費 (緑の募金「森づくり事業」に準ずる。)</p>	内容、記述の整理および追加等。
P26	<p>附則 (略) この要綱は、令和5年4月1日以降申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>附則 (旧 P20) (略) この要綱は、令和5年4月1日以降申請分から適用する。</p>	改訂に伴う適用日の追加。

頁等	新	旧	改訂理由
P29 ～30	(様式第3号) (略) 6. 写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	(様式第3号) (旧 P24～25) (略) 6. 実績報告書及び写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	記述の削除。
P32	ボランティア保険料助成事業実施要綱 (略) 第2条 団体が行う(略) なお、年度内の申請回数は、 <u>原則として</u> 1団体3回までとする。 (略) 附則 (略) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u>	ボランティア保険料助成事業実施要綱(旧 P27) (略) 第2条 団体が行う(略) なお、年度内の申請回数は、1団体3回までとする。 (略) 附則 (略) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	記述の整理および追加。 改訂に伴う適用日の追加。
P34	様式2 (略) ※写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	様式2(旧 P29) (略) ※実績報告書及び写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)	記述の削除。
P35	緑の少年団結成支援事業実施要綱 (略) 5. 事業申請 育成会は、事業申請書(略) なお、申請書には、緑の少年団団員名簿及び団の規約 <u>又は団則</u> を添付する。 (略) 7. 実績報告 育成会は、事業が完了したときは、(略) なお、実績報告書には、緑の少年団団員名簿、団の規約 <u>又は団則</u> 、写真(装備品の写真、結団式の様子等)、 <u>助成金の振込口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、名義人が記載のページ)</u> を添付する。	緑の少年団結成支援事業実施要綱(旧 P30) (略) 5. 事業申請 育成会は、事業申請書(略) なお、申請書には、緑の少年団団員名簿及び団の規約を添付する。 (略) 7. 実績報告 育成会は、事業が完了したときは、(略) なお、実績報告書には、緑の少年団団員名簿、団の規約及び写真(装備品の写真、結団式の様子等)を添付する。	内容、記述の整理および追加等。

頁等	新	旧	改訂理由
P36	<p>(略)</p> <p>10. 書類の提出期限等</p> <p>(1) 事業申請書 育成会から緑推へ (6月末日まで)</p> <p>(2) 交付決定 緑推から育成会へ (8月上旬<u>まで</u>)</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>(略) (旧 P31)</p> <p>10. 書類の提出期限等</p> <p>(1) 事業申請書 育成会から緑推へ (6月末日まで)</p> <p>(2) 交付決定 緑推から育成会へ (8月上旬)</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>記述の整理および追加。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>
P37 ~38	<p>(様式第1号)</p> <p>(略)</p> <p>6. 添付資料</p> <p>(1) 申請・緑の少年団団員名簿 (略) 及び団の規約 <u>又は団則</u></p> <p>(2) 実績報告・緑の少年団団員名簿 (略) 及び団の規約 <u>又は団則</u></p> <p>(略)</p> <p>7. 写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>(様式第1号) (旧 P32~33)</p> <p>(略)</p> <p>6. 添付資料</p> <p>(1) 申請・緑の少年団団員名簿 (略) 及び団の規約</p> <p>(2) 実績報告・緑の少年団団員名簿 (略) 及び団の規約</p> <p>(略)</p> <p>7. 実績報告書及び写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>記述の整理および追加。</p> <p>記述の削除。</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P39 ～40	<p>緑の少年団活動支援事業実施要綱 (略)</p> <p>7. 実績報告 育成会は、事業が完了したときは、(略) なお、実績報告書には、写真(活動の様子等)、緑の少年団団員名簿、<u>助成金の振込口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、名義人が記載のページ)</u>を添付する。 (略)</p> <p>10. 書類の提出期限等 (略) (2) 交付決定 緑推から育成会へ(8月上旬<u>まで</u>) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>緑の少年団活動支援事業実施要綱(旧 P34～35) (略)</p> <p>7. 実績報告 育成会は、事業が完了したときは、(略) なお、実績報告書には、写真(活動の様子等)及び緑の少年団団員名簿を添付する。 (略)</p> <p>10. 書類の提出期限等 (略) (2) 交付決定 緑推から育成会へ(8月上旬) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>内容、記述の整理および追加。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>
P41 ～42	<p>(様式第1号) (略)</p> <p>7. 写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)</p>	<p>(様式第1号)(旧 P36～37) (略)</p> <p>※実績報告書及び写真を公開(冊子、HPなどに掲載)することに同意(する・しない)</p>	<p>記述の削除。</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P43 ～44	<p>緑の少年団地区交流集会事業実施要綱 (略)</p> <p>3. 対象事業・経費 (表3行目) <u>報償費・謝金・・・講師報償費・指導者謝金</u> (略)</p> <p>7. 実績報告 実行委員会は、(略)</p> <p>なお、実績報告書には、写真 (式典・交流行事の様子等) <u>、助成金の振込口座の通帳の写し (金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、名義人が記載のページ)</u> を添付する。 (略)</p> <p>11. 書類の提出期限等 (略)</p> <p>(2) 交付決定 緑推から実行委員会へ (8月上旬<u>まで</u>) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>緑の少年団地区交流集会事業実施要綱 (旧 P38～39) (略)</p> <p>3. 対象事業・経費 (表3行目) 謝金・・・講師謝金 (略)</p> <p>7. 実績報告 実行委員会は、(略)</p> <p>なお、実績報告書には、写真 (式典・交流行事の様子等) を添付する。 (略)</p> <p>11. 書類の提出期限等 (略)</p> <p>(2) 交付決定 緑推から実行委員会へ (8月上旬) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	<p>内容、記述の整理および追加。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>
P45 ～46	<p>(様式第1号) (略)</p> <p>10. 写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>(様式第1号) (旧 P40～41) (略)</p> <p>10. 実績報告書及び写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>記述の削除。</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P48 ～49	<p>緑の学校助成要綱 (略)</p> <p>4. 対象経費 (表2行目) 報 償 費・<u>謝 金</u>・・・<u>講師報償費</u>・指導者謝金 (略)</p> <p>5. 助成金額 予算の範囲内とする。<u>(上限5万円)</u> (略)</p> <p>8. 実績報告 実施団体は、(略) なお、実績報告書には、写真 (活動の様子等)、参加者の名簿、<u>助成金の振込口座の通帳の写し (金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、名義人が記載のページ)</u> を添付する。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。 <u>この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。</u></p>	<p>緑の学校助成要綱 (旧 P43～44) (略)</p> <p>4. 対象経費 (表2行目) 報 償 費・・・指導者謝金 (略)</p> <p>5. 助成金額 予算の範囲内とする。 (略)</p> <p>8. 実績報告 実施団体は、(略) なお、実績報告書には、写真 (活動の様子等) 及び参加者の名簿を添付する。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。</p>	<p>内容、記述の整理および追加。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>
P50 ～51	<p>(別記様式) (略)</p> <p>7. 写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>(別記様式) (旧 P45～46) (略)</p> <p>7. 実績報告書及び写真を公開 (冊子、HPなどに掲載) することに同意 (する・しない)</p>	<p>記述の削除。</p>
P52 ～58	<p>拠点の森づくり事業実施要綱 (緑の百年物語緑の遺産森づくり助成事業実施要綱)</p>	<p>拠点の森づくり事業実施要綱 (旧 P47～52) (緑の百年物語緑の遺産森づくり助成事業実施要綱)</p>	<p>※令和6年度末に一部改訂済。 (令和7年4月1日以降申請分から適用)</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P59 ～60	<p>公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 緑化 功労者表彰要綱 (略)</p> <p>3. 候補者の推薦団体 緑の百年物語緑の遺産森づくり植樹活動協議会、地方植樹 祭実行委員会、新潟県(各地域振興局等を含む)、市町村 及び緑推(支部、協議会等を含む)とする。 (略)</p> <p>6. 被表彰者の選考・決定通知 (1) 緑推理事長は、理事及び地域推進員(全県担当)な どで構成する選考会議を開催する。 (2) 選考会議は、功績調書等を参考に功績内容を審査し、 その審査結果を踏まえて緑推理事長が被表彰者を決定し、文 書により推薦団体に通知する。なお、被表彰者は、原則として、 毎年度表彰会場ごとに1～2名とする。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年6月24日から適用する。</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日以降から適用する。</u></p>	<p>公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 緑化 功労者表彰要綱(旧 P53～54) (略)</p> <p>3. 候補者の推薦団体 緑の百年物語緑の遺産森づくり植樹活動協議会、地方植樹 祭実行委員会、市町村及び緑推とする。 (略)</p> <p>6. 被表彰者の選考・決定通知 (1) 緑推理事長は、理事及び会員の中から選考委員を委 嘱し、選考委員会を設置する。 (2) 選考委員会は、功績調書等を参考に功績内容を審査 の上、被表彰者を決定し、緑推はその結果を文書により推薦団 体に通知する。なお、被表彰者は、原則として、毎年度各表彰 会場ごとに1～2名とする。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>内容、記述の整理および追 加等。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>

頁等	新	旧	改訂理由
P62	<p>「緑の募金」表彰要綱 (略)</p> <p>3. 候補者の推薦団体 緑の百年物語緑の遺産森づくり植樹活動協議会、地方植樹祭実行委員会、新潟県(各地域振興局等を含む)、市町村及び緑推(支部、協議会等を含む)とする。 (略)</p> <p>6. 被表彰者の選考・決定通知 (1) 緑推理事長は、理事及び地域推進員(全県担当)などで構成する選考会議を開催する。 (2) 選考会議は、功績調書等を参考に功績内容を審査し、その審査結果を踏まえて緑推理事長が被表彰者を決定し、文書により推薦団体に通知する。なお、被表彰者は、原則として、毎年度表彰会場ごとに1～2名とする。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年6月24日から適用する。</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日以降から適用する。</u></p>	<p>「緑の募金」表彰要綱(旧 P56) (略)</p> <p>3. 候補者の推薦団体 緑の百年物語緑の遺産森づくり植樹活動協議会、地方植樹祭実行委員会、市町村及び緑推とする。 (略)</p> <p>6. 被表彰者の選考・決定通知 (1) 緑推理事長は、理事及び会員の中から選考委員を委嘱し、選考委員会を設置する。 (2) 選考委員会は、功績調書等を参考に功績内容を審査の上、被表彰者を決定し、緑推はその結果を文書により推薦団体に通知する。なお、被表彰者は、原則として、毎年度各表彰会場ごとに1～2名とする。 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>内容、記述の整理および追加等。</p> <p>改訂に伴う適用日の追加。</p>